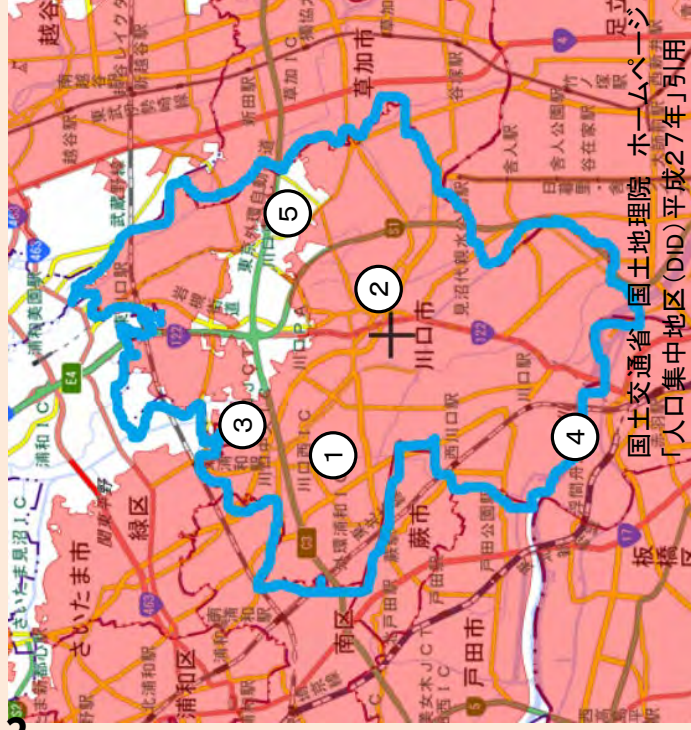


具体的な支障事例（問題①）

- ・当市は大半がDIDであることから許可等なしでは飛行できない。
- ・一部DID外があるが、訓練用に使用できる市の施設（⑤、野球場）は、郊外であること（往復約1時間）、一般利用者が優先であることから、頻繁に訓練を行えない。
- ・DIDで飛行訓練を行える①～④の施設は、四方及び上部にネットを敷設することは困難である。

→ 許可等取得していない者の屋外での飛行場所がない（問題点①）



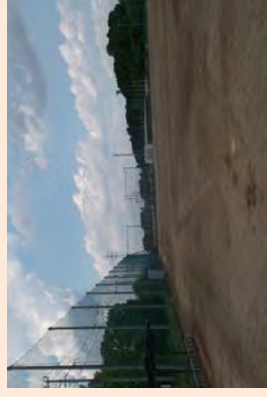
①消防局訓練場



②鳩ヶ谷分署訓練場



③北スポーツセンター



④西スポーツセンター（河川敷）



具体的な支障事例（問題②）

許可・承認の実績

⑤安行スポーツセンター（DID外）等で訓練



10時間の飛行経験に要した期間

平成28年度：6ヶ月、平成29年度：10ヶ月



要因

- ・通常業務と平行して訓練を行っていること。



問題点②

無人航空機の操縦を専門で行なっているわけではないので、10時間の飛行経験を積むのに時間がかかる。

→操縦者の確保ができなくなる。

まとめと考察

市の大半がDIDである市町村等では、許可等を受けていない者の屋外での飛行経験が積みにくい。

10時間飛行経験を積んだ後に許可等を得て、さらに屋外での飛行経験を積む必要があり、通常業務と同時に行うと時間がかかる。

15 DIDでも屋外環境下で訓練ができる環境の整備が必要

許可・承認に必要な時間の見直しが必要

提 案 ①

DIDでも飛行範囲を逸脱することがないような措置（ロープ等を付ける・四囲をネットで見え、ネットより高い高度を飛行しないように機械制御する等）を行い、かつ十分な飛行経験を有するものが、各種監視のため立ち会いすれば、許可等を不要とする（航空法除外とする）。

提 案 ②

一定条件（目視内での飛行のみ、自動操縦を行わない等）を設けて、許可・承認の要件となる飛行経験時間の実績を短くすることができる。

まとめと考察

提案①による効果

許可等なく飛行訓練が行えることにより、実災害に近い環境下で多くの飛行経験が積み、**操縦能力の向上が期待できるとともに、安全性の向上に繋がる。**

提案②による効果

早期の**操縦者の確保**ができることで、各隊員の負担減になるとともに、安全管理体制の充実に繋がる。

操縦者の技術向上により、より有効な活動ができるようになるとともに、多くの隊員が実災害に近い環境下での訓練を積めることで、災害時の飛行の補助や安全管理を行なえて、**安全性の向上に繋がる。**

当局の今後の展望

「積極的に無人航空機を活用し情報収集を行う」
態勢の整備

(川口市地域防災計画)

災害現場でより効率的な運用を行うため、
新たに無人航空機を購入し、現場の隊員が運用を行う。

※現在は、日勤者(平日8:30～17:15)で運用している
→土・日曜日、時間外での対応ができなかった。
現場の隔日勤務の隊員32人(16人×2当番)の養成を行う。



国の施策(国土強靱化アクションプラン2018など)と合致

○適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、災害対策用ドローンや官民の自動車プローブ情報等の活用による多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。(国土強靱化アクションプラン2018 抜粋)

ヒアリング項目：

「借上型仮設住宅の家賃を、原則として入居者が一部負担する制度へ見直し」

重点番号32：災害救助法に基づく借上型応急仮設住宅の供与に関する見直し（熊本市）

災害救助法に基づく 借上型応急仮設住宅の 供与に関する見直し

- 原則として入居者が家賃を一部負担する制度へ見直し
- 三者契約による転貸形式の見直し

熊本県熊本市

応急仮設住宅とは

- 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項に基づき、災害時の被災者救助のため、住家が全壊・全焼・流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するもの（災害救助法告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」第1章第2条第2項）として被災者へ供与されるものをいう。
- 応急仮設住宅には、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型仮設住宅」と民間賃貸住宅を借り上げて供与する「借上型仮設住宅」がある。
- 仮設住宅の供与期間は、原則2年とされ、借上型仮設住宅の場合、供与期間中は、入居者の家賃をすべて行政が負担（光熱料費等を除く）している。

熊本地震における『借上型』の課題

- ① 借上型応急仮設住宅として扱える住戸の枯渇
- ② 入居者の自主的な再建が進まない。
- ③ 三者契約による行政の責任、業務負担が大きい。



＜提案の概要＞

- 原則として入居者が家賃を一部負担する制度へ見直し
- 三者契約による転貸形式の見直し

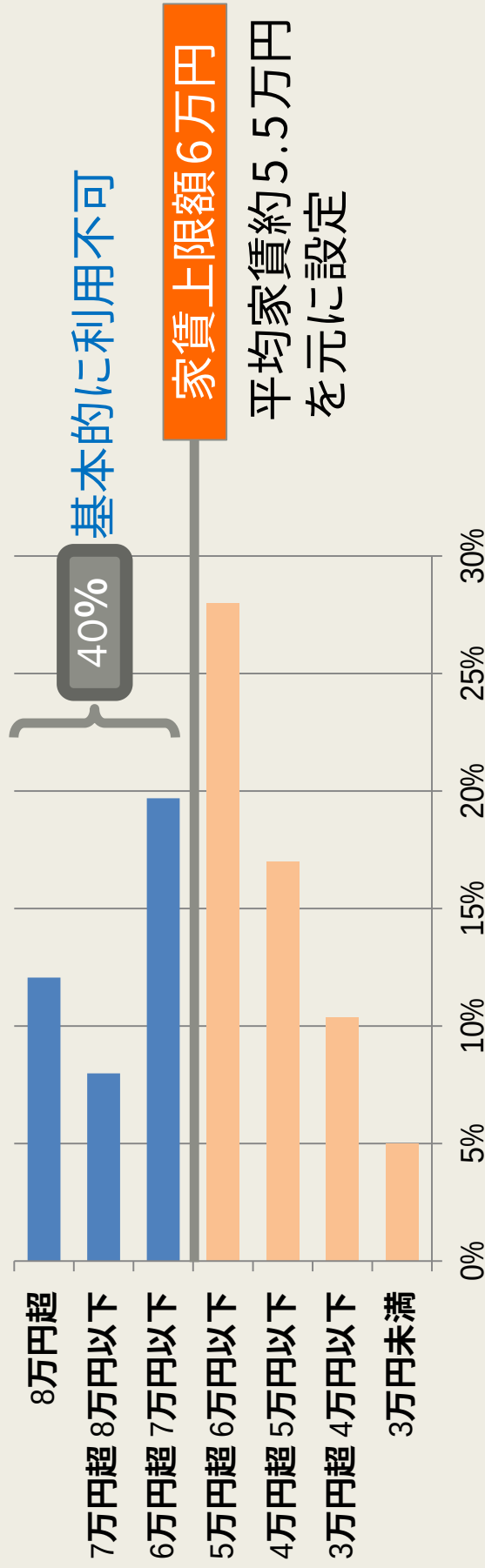
仮設住宅等の提供状況

	提供戸数	メリット	デメリット
借上型 応急仮設住宅	10,498戸	- 希望に合った物件を選択可 - 空室があれば早期提供可	- 物件が無い場合は選択肢が少ない - 自力で探す必要がある
建設型 応急仮設住宅	541戸	- 地域性に配慮して整備可 - 地域コミュニティの維持可	- 整備に時間がかかる - 数が限られる
公営住宅の 一時使用	約500戸	- 一般入居に移行可 (そのまま再建が可能) - 空室があれば早期提供可 - 要援護者への個別提供可	比較的古い物件が多い

仮設住宅と比べ、公営住宅のメリットが大きく、優先的な活用が望ましい

①借上型応急仮設住宅として 扱える住戸の枯渇

◇熊本市内の賃貸住宅家賃状況



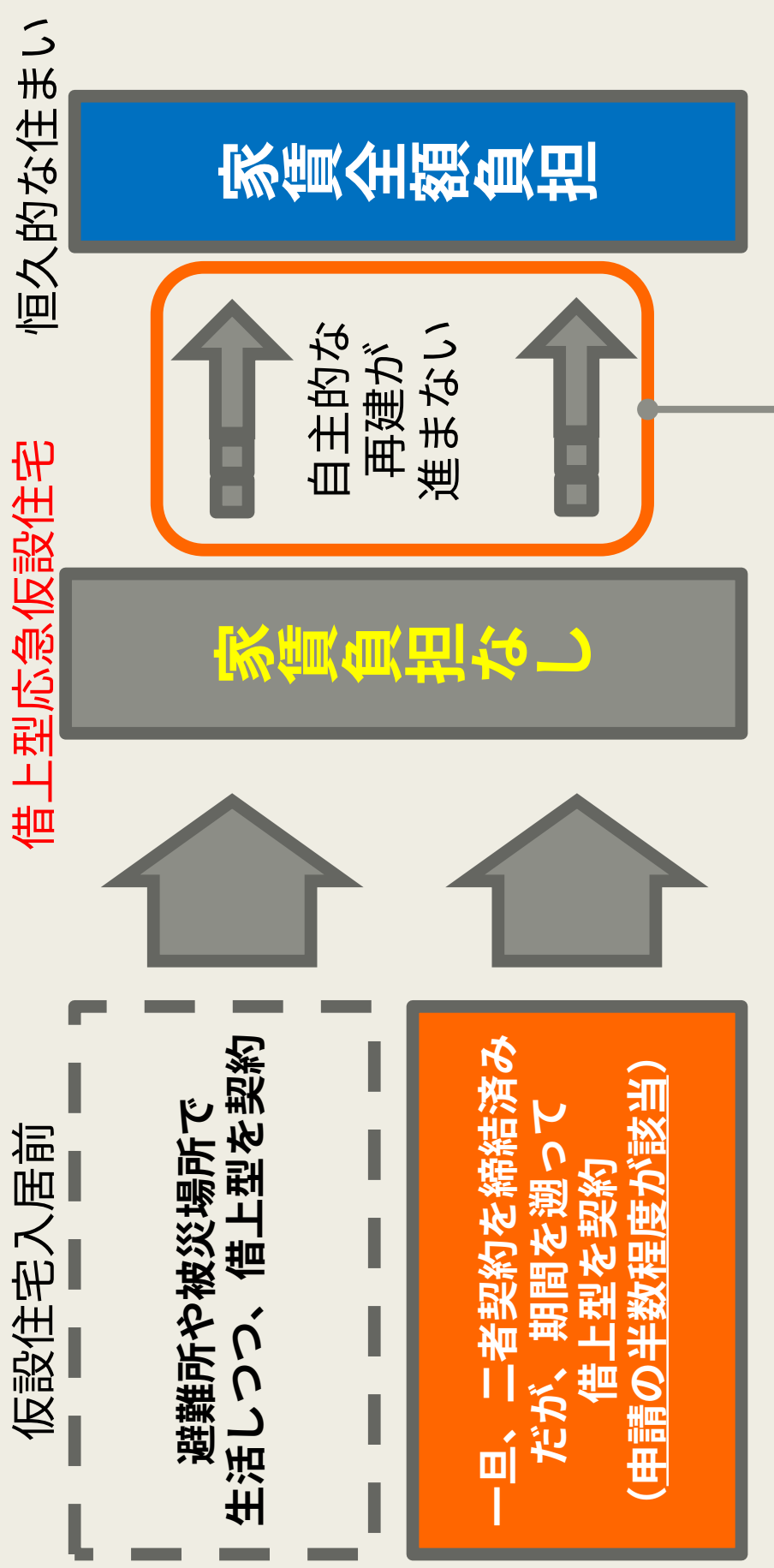
空き住戸があるにも関わらず、利用できないケースが多く見られた

▶ 空き住戸を活用する制度設計が必要

◇支障事例

- ・足が不自由な被災者が、エレベーターの無いアパートの2階に入居した
- ・公共交通機関のみが移動手段である高齢者が、移動可能範囲に公共交通機関が無い物件に入居した
- ・児童、生徒が転校を余儀なくされた 等

②入居者の自主的な再建が進まない



熊本地震では「低家賃の別物件に移転したいが見付からない」という理由で供与期間の延長を希望する世帯が多いが、延長後も自主的に物件を探す動きが鈍い。その理由として、「家賃負担なし」から「全額負担」になることへの抵抗が大きいことが想定できる。▶ 段階的に自己負担を増やす方が、再建につながると思われる

③三者契約による行政の責任、業務負担が大きい

行政が借主の三者契約（保証人無し）

▶ 契約上、入居者が行うべき義務や、善管注意義務を定義していても、問題があった場合の責任は、最終的に行政が負うことになる

◇具体的事例

- ・入居者が供与期間満了後も居座る
- ・入居者が私財を置いたまま行方不明
- ・入居者が孤独死し、私財を相続人が相続放棄
- ・入居者が孤独死したが、貸主の同意を得ず猫を飼っていたことによる損害
- ・入居者が共用部等に荷物を放置し処理しない
- ・入居者が近隣住民へ嫌がらせ等を行う
- ・支払い能力が無い入居者の故意・過失による損害



様々な点で「借主である行政」に対応・責任を求められる
契約事務・管理の面で行政の負担が大きい

▶ 借上型応急仮設住宅の契約前に、二者契約を締結していたケースは、それを活用することが望ましい

課題への対応

- 原則として入居者が家賃を一部負担する制度へ
- 三者契約による転貸形式の見直し



- ▶ 二者契約をベースとすることで、「行政の責任・負担軽減」が可能になるとともに、「段階的な入居者負担増」も可能になり、自主的な再建につながり易くなる。

災害援護資金の貸付制度の見直し

青森県八戸市

八戸市における災害援護資金の貸付け状況

東日本大震災での被災者に対する災害援護資金

- 八戸市は東日本大震災の被災者に災害援護資金の貸付を実施しており、当該貸付金は、平成29年7月14日より順次償還期間を迎えている。このうち貸付けを受けた者の一人は平成27年2月に自己破産による免責許可決定を受けていたことと、東日本大震災の特例ルールに従って保証人も立てられていなかったことから、災害援護資金の八戸市への返済が困難な状況になっている。

	件数	金額
八戸市の災害援護資金貸付け件数・金額	42件	9,280万円
貸付金のうち、破産した件数・金額	1件	250万円

債権管理における事務負担

- 八戸市は自己破産した者に対しても災害援護資金貸付金に係る債権管理を実施する必要がある。しかし、自己破産した者に対しては支払請求ができず、返済、猶予申請のいずれも本人の任意性を尊重した対応をせざるを得ないため、行政事務の負担になっている。

＜八戸市の債権管理事務＞

- 借受人に対しては、据置期間が終了する前に、償還予定を記載した通知と償還1回目の納入通知書を送付する。
- 据置期間内に自己破産した者に対しては「任意に償還する意思があるか」確認を行い、ない場合は猶予申請についての案内をしている。

災害援護資金貸付時の制度の課題等

Ⅰ 保証人の形骸化

- ・ 災害援護資金の貸付けに当たり、保証人を立てることが義務付けられているものの、貸付けを受けるものが保証人を立てること自体が困難になっている場合がある。また、保証人が形骸化しており債権管理上十分に機能しないこともある。
- ⇒ 保証人規定に代えて、保証会社の保証を活用する制度にできないか。

<民間の債務保証会社の債務保証サービスの活用事例（中野区）>

- ・ 民間賃貸住宅の賃貸借契約を結ぶ際に必要となる保証人について、債務保証サービスを利用することにより、保証人がいない方でも賃貸借契約が行えるようしており、中野区では一定の要件を満たす者に、保証料の一部を助成している。
- ・ 保証料の負担には、一括前払い型と金利上乘せ型があり、第8次地方分権一括法により市区町村が条例により利率を定めることができるようになったことから、金利上乘せ型の活用も可能となっている。



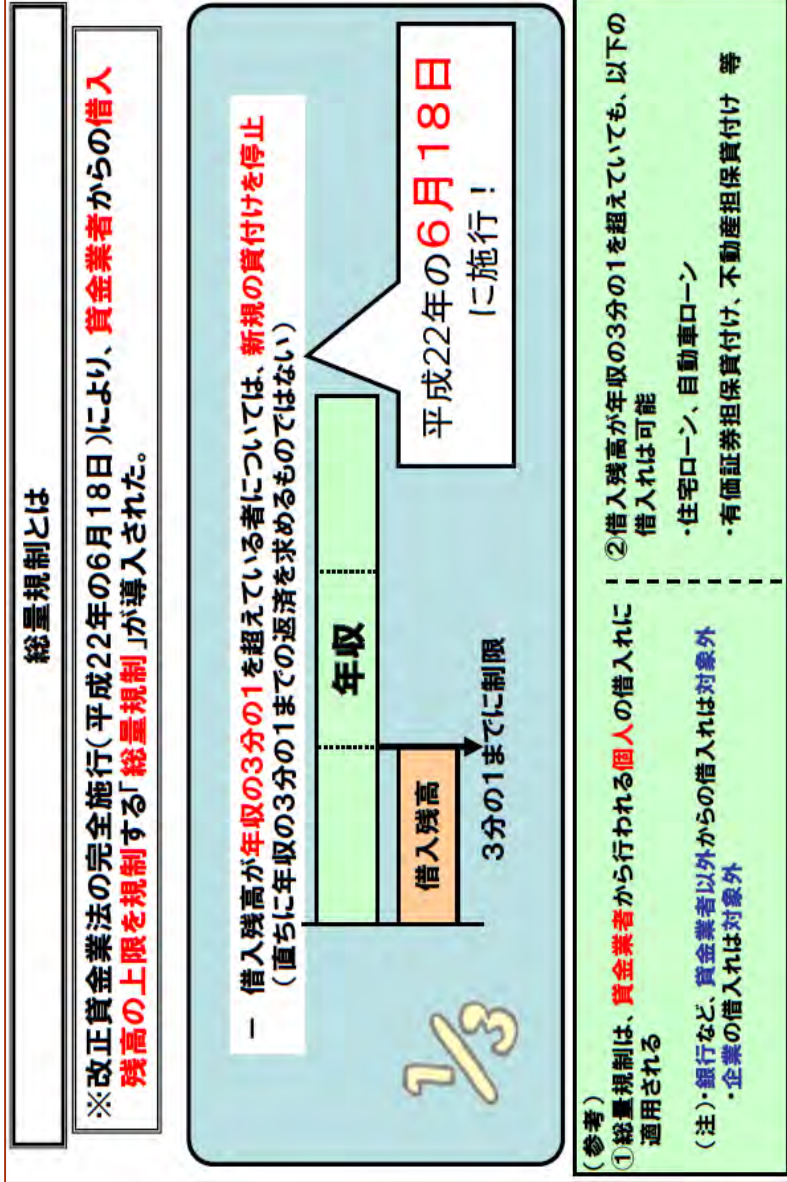
災害援護資金貸付時の制度の課題等

！返済能力を超えた貸付けのおそれ

- ・ 災害援護資金の貸付けの事務は、法律を根拠とする事務であることから、貸付け後の数年間で自己破産するおそれのある者への貸付けを回避したいところであるもの、被災者から現行の災害弔慰金等の支給に関する法律に基づく上限額までの貸出しを求められれば、八戸市は貸付けに応じることになる。

⇒ 返済能力に応じた貸付けとなるように、所得等に応じた限度額を設けられな
いか。

＜年収の一定範囲を超える新規貸付けを抑制する
取り組み事例（貸金業法の場合）＞



提案が実現したら・・・

！ 制度見直しの実現による効果

- ・ 保証人を立てる必要がなくなることで、貸付けの要件を満たす被災者であれば誰でも貸付金を借りられるようになる。
- ・ 返済能力に応じた貸付金の貸付けが行われることで、被災者は返済計画が立てやすくなり、円滑な生活再建に資する。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集

「災害援護資金の貸付制度の見直し」 について



平成30年7月11日
熊本市



Ⅰ.災害援護資金貸付制度

災害救助法の適用を受けた災害（その他の政令で定める災害）により被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う制度。

【概要】

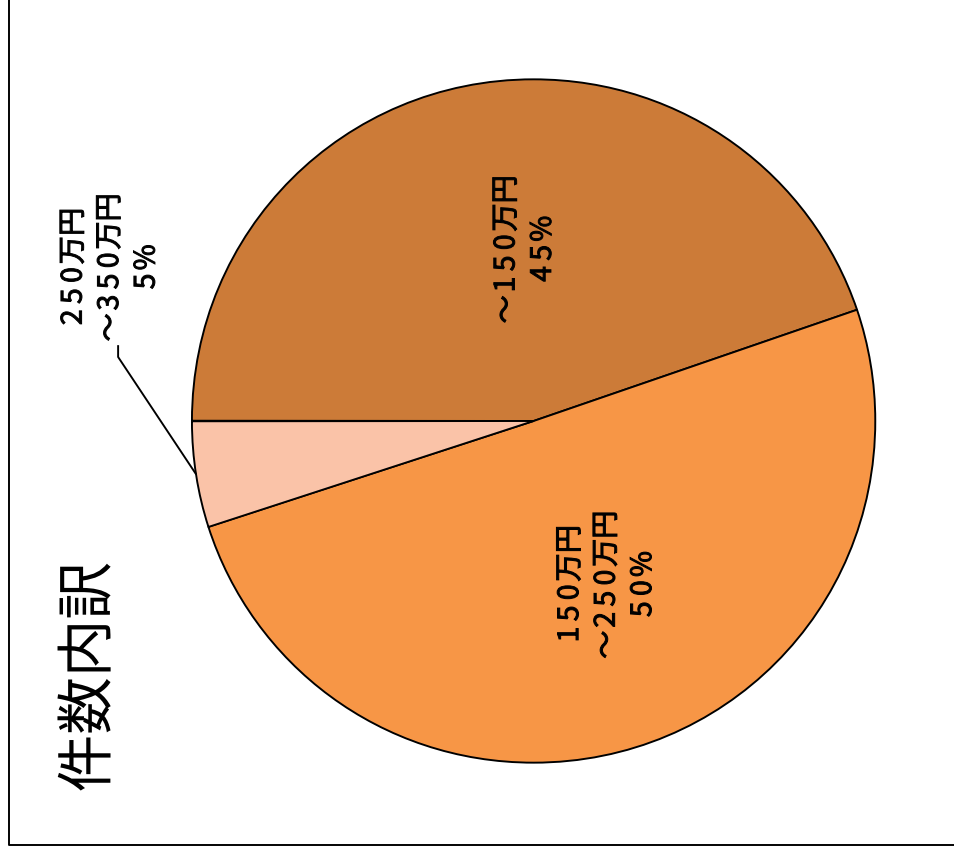
対象者	災害により一定の被害を受けた世帯主 (所得制限アリ)
利率	年利3% ※H29提案募集で任意設定が可能に
償還期間	10年
償還方法	元利均等年賦又は半年賦償還
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律、同施行令



II.熊本地震に伴う貸付実績

①貸付件数と総額

貸付金額	件数	貸付総額
～150万円	250件	288,803,740円
150万円 ～250万円	281件	556,260,000円
250万円 ～350万円	28件	97,500,000円
計	559件	942,563,740円



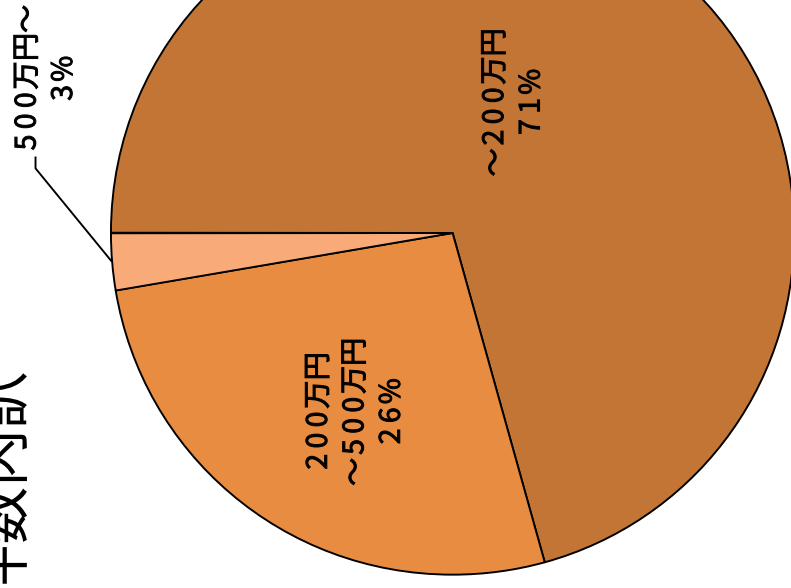


Ⅱ.熊本地震に伴う貸付実績

②対象者の所得額

所得額	件数	貸付総額
～200万円	395件	649,778,740円
200万円 ～500万円	149件	261,285,000円
500万円～	15件	31,500,000円
計	559件	942,563,740円

件数内訳





Ⅲ.貸付相談時の主な意見

- 年利（3%）が高すぎる。

→民間の金融機関で借入ができたため、申請を取り下げたいといった相談も。

- 保証人を立てることが困難。

→申請を断念した例も。

- 上限額以上の貸付を受けたい。

- 据置期間を延長してほしい。

- 月賦で償還したい。

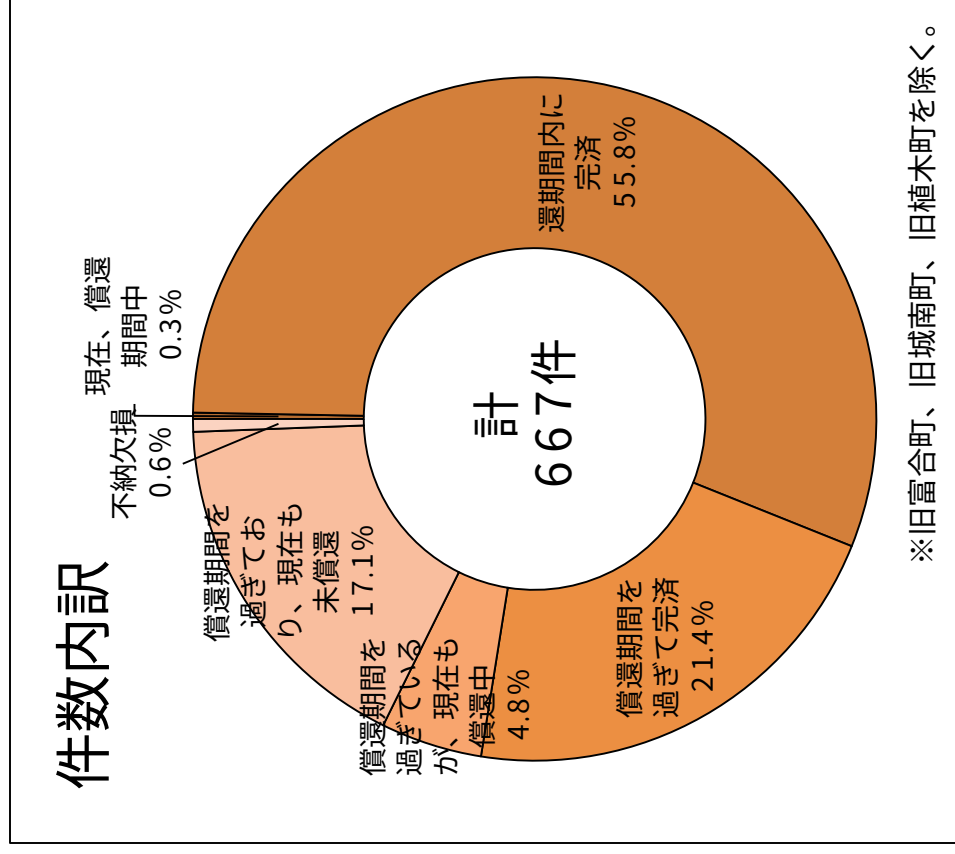
→滞納分であれば、分納誓約で対応。



IV.過去の償還実績

【熊本地震以外】

所得額	件数
現在、償還期間中	2件
償還期間内に完済	372件
償還期間を過ぎて完済	143件
償還期間を過ぎているが、現在も償還中	32件
償還期間を過ぎており、現在も未償還	114件
不納欠損	4件
計	667件





V.他の貸付制度

制度名	償還方法
災害援護資金貸付	年賦償還又は半年賦償還
母子父子寡婦福祉資金貸付	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還
住宅改修資金貸付	原則月賦償還
高齢者住宅整備資金貸付	月賦償還
障害者住宅整備資金貸付	月賦償還

(※)

(※) 現在は制度廃止となっており、債権回収業務のみが残っている。

⇒他の貸付制度は、月賦償還を選択可能。



VI.熊本市の提案

月賦償還の採用



VI.熊本市の提案

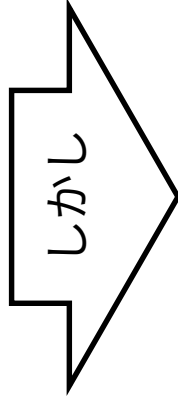
◆提案内容：月賦償還の採用

【効果】

- ・より多くの利用者にあった償還計画を行政側から積極的に提供し、償還率の向上を図る。
- ・毎月の支払いにより、利用者の償還意識が高まる。
- ・償還月の経済的負担を分散することで、計画的な生活再建の障害となることを防ぐ。
- ・分納誓約事務及び滞納事務を削減することができる。

【懸念】

- ・年に1～2回だった償還事務が12回に。
→償還事務の負担が増加する恐れ。



- ・償還事務はシステム化が可能。
- ・1回あたりの償還額が少ないことから、口座振替払が有効な手段となり、償還率のさらなる向上が期待できる。



(参考)1回あたりの償還額

◆償還方法別で比較

貸付額	150万円	170万円	250万円	270万円	350万円
年賦	24.1万円	27.3万円	40.2万円	43.4万円	56.2万円
半年賦	12万円	13.6万円	20万円	21.6万円	28万円
【参考】 月賦	2万円	2.3万円	3.4万円	3.6万円	4.7万円

⇒償還月には最低でも12万円の支出が発生し、
経済的に大きな負担となる。



VI.まとめ

- ◆ 比較的低所得世帯を対象にした本制度で、年賦又は半年賦償還では1回あたりの償還額が大きく、無理な償還計画では生活再建の障害にもなりかねない。
- ◆ 他の制度では月賦償還を採用しており、年賦又は半年賦償還のみはイレギュラーと言える。
- ◆ 現行に追加して月賦償還を採用することで、償還率の向上が見込める。